特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	国民年金事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
長柄町は，国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長柄町長

公表日
令和7年7月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金被保険者の資格、免除、給付管理事務
②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 　1. 申請受付　2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 　1. 申請受付　2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 　1. 申請受付　2. 免除申請書作成　3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 　1. 申請受付　2. 免除申請書作成　3. 結果入力 ⑤所得情報提供 　1. 提供依頼　2. 住民税参照　3. 情報提供
③システムの名称	国民年金システム，共通宛名システム，住民基本台帳ネットワークシステム，中間サーバー，バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金情報システム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項　別表の46の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

6. 他の評価実施機関
総務省，地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長柄町役場総務課　千葉県長生郡長柄町桜谷712　0475-35-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長柄町役場総務課　千葉県長生郡長柄町桜谷712　0475-35-2111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人で書類を取扱う。 また、鍵付きの書庫に書類を格納している。	

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末にアクセスするためのカードキーを用意していること。 また、端末内にある基幹システムにログインするためのIDを職員ごとに用意している。 データを別の端末に移動させる際には、セキュリティUSBを介さなければならず、そのUSBも上長の許可がなければ使用できない状態にしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署　①部署	税務住民課	健康保険課	事後	
令和6年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務住民課長	健康保険課長	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の係数か	令和4年2月1日　時点	令和6年7月1日　時点	事後	
令和6年7月26日	Ⅱしきい値判断項目　1. 取扱者数　いつ時点の係数か	令和4年2月1日　時点	令和6年7月1日　時点	事後	
令和7年6月16日	3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第９条第１項第１号　別表第一の３１の項 ・番号法第９条第３項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第９条第１項　別表の４６の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第２４条の２	事後	
令和7年6月16日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の係数か	令和6年7月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	
令和7年6月16日	Ⅱしきい値判断項目　1. 取扱者数　いつ時点の係数か	令和6年7月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生する対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生する対策は十分か　判断根拠		複数人で書類を取扱う。 また、鍵付きの書庫に書類を格納している。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果　11. もっとも優先度が高いと考える対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果　11. もっとも優先度が高いと考える対策　当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断結果　11. もっとも優先度が高いと考える対策　判断根拠		端末にアクセスするためのカードキーを用意していること。 また、端末内にある基幹システムにログインするためのIDを職員ごとに用意している。 データを別の端末に移動させる際には、セキュリティUSBを介さなければならず、そのUSBも上長の許可がなければ使用できない状態にしている。	事後	